



大きく広がれ福祉の輪

みんなで支える地域の輪

第4次安城市地域福祉計画

(2019年度～2023年度)

推進テーマ

“つながる”“つなげる”
お互いさまで支え合う地域づくり

安城市・安城市社会福祉協議会

はじめに

昨今の地域福祉を取り巻く状況は、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まった8050問題、格差社会を背景にした生活困窮者の問題、介護と育児に同時に直面する(ダブルケアを抱える)世帯の増加など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化してきており、本市においても無縁とはいえない状況となっています。

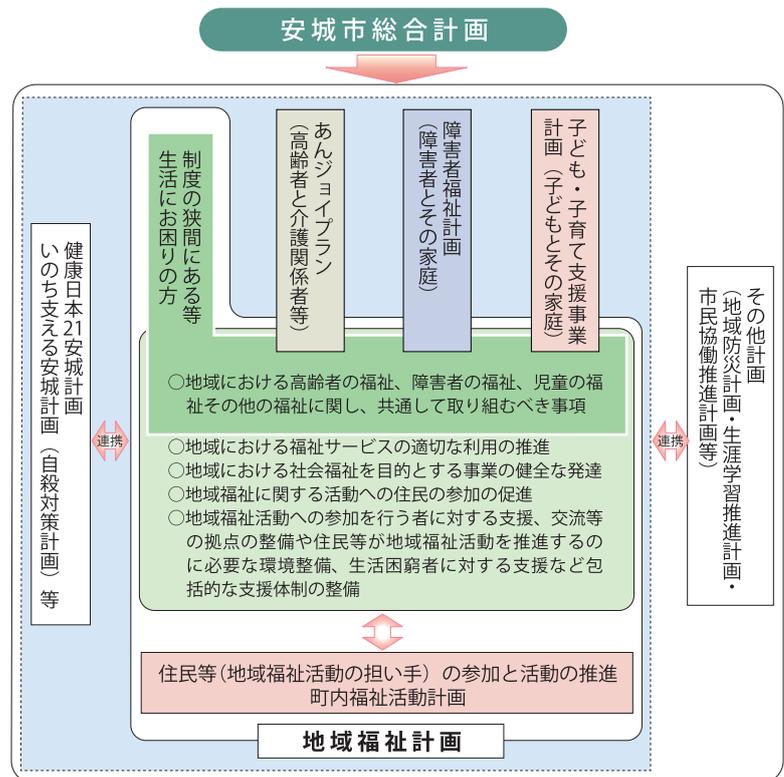
こうした社会環境等の変化に伴う新たな課題に対応するため、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」をより一層推進することを目指し、このたび、「第4次安城市地域福祉計画」を策定しました。

特に、この計画においては、国が示す「地域共生社会」の実現を視野に、今後5年間の推進テーマとして、「“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり」を掲げ、4つの重点項目を定めて進めます。

多様な主体が関わり合い、支援を必要とする人と地域、専門機関などが適切につながり、また、つなげられるように、この計画に基づく様々な施策に引き続き取り組んでいきます。

計画の位置づけ

- 本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。
- 各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく性格を持ち合わせた総合的な計画です。
- 地域福祉の推進には、住民や地区社協を支援する市社協の活動が必要であることから、それらの施策、事業も含めて記載した計画になっています。



計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間

■地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

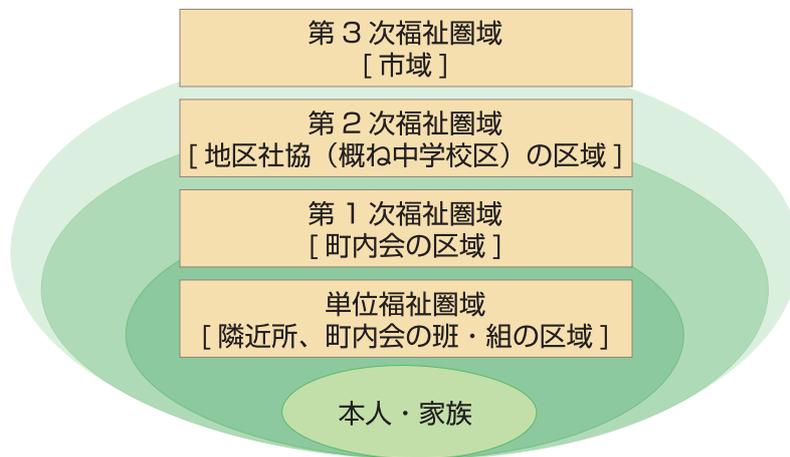
また、地域福祉活動とは、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動を指します。

地域福祉の実現のためには、重層的な福祉圏域と「自助・共助・公助」が大切です！

■重層的な福祉圏域とは

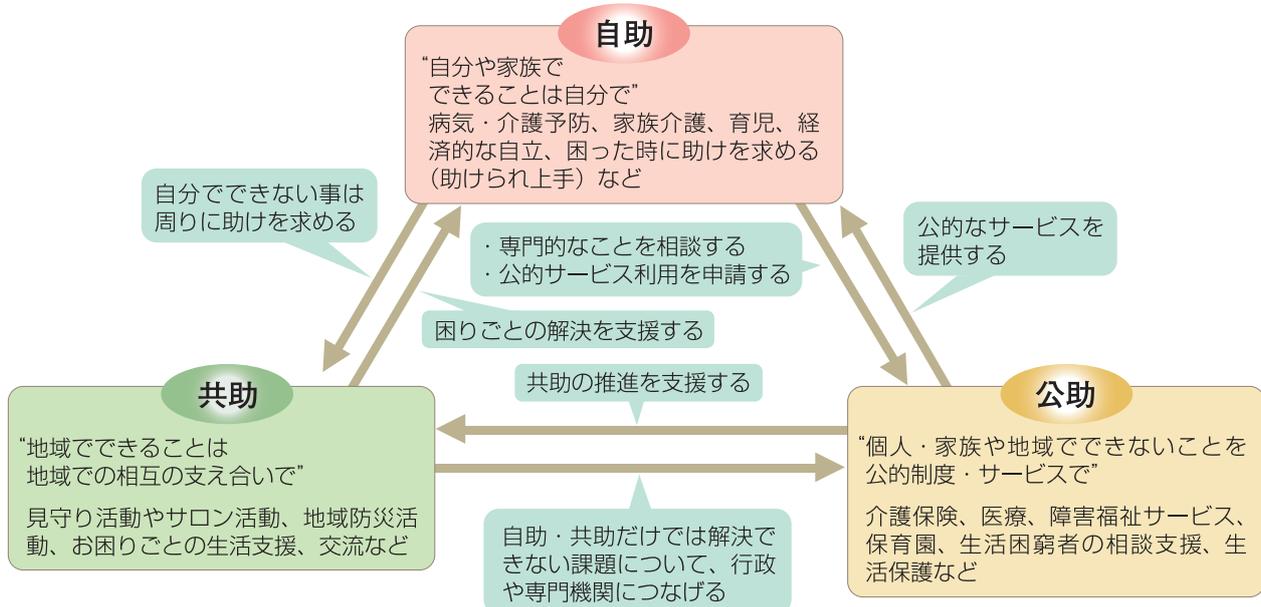
本計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、それぞれが圏域としての役割と機能を発揮しながら相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

- **単位福祉圏域**：身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」です。
- **第1次福祉圏域**：単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」です。町内福祉委員会がこの圏域における地域福祉活動の中心的組織です。
- **第2次福祉圏域**：複数の町内で構成される「地区社協(概ね中学校区)の区域」です。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を展開する圏域としての役割を担うものとします。
- **第3次福祉圏域**：第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う「市域」です。



■自助・共助・公助とは

様々な生活課題や地域課題、困りごとを解決する地域福祉を実現していくためには、「自助」「共助」「公助」の観点から市民一人ひとりや市民団体等の組織がそれぞれの力を発揮するとともに、連携を図っていくことが重要です。



基本理念

この基本理念は、第1次地域福祉計画以来、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き踏襲します。

大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪

基本理念に込めたおmoi

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていただける地域社会づくりを推進する思いが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできることを考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、これからの地域福祉の推進には行政や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどと行政、市社協みんなで力を合わせ、公助だけでなく、住民による自助、共助といった福祉活動が連携することが必要です。

それに加えて、その人自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワーメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

推進テーマ

第3次計画で掲げた推進テーマ「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」をより一歩発展させ、第4次計画では、国が示す「地域共生社会」の実現を視野に、次の推進テーマを掲げ、今後の5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展を目指します。

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

「“つながる” “つなげる”」の言葉には、次の意味を込めました。

- ◆支援を必要とする人が地域とつながる。
- ◆地域と事業者・専門機関がつながる。
- ◆事業者・専門機関へつなげる。
- ◆丸ごとつながる(=横断的にサービスをつなげる)。

「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉には、次の意味を込めました。

- ◆第3次計画の推進テーマである「お互いさまの地域づくり」を継承・発展する。
- ◆地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”の地域づくりを推進する。

推進テーマを実現するには、次の3点の事項を踏まえる必要があります。

(1) 住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていかなければなりません。

- ◆住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの多様な主体を社会福祉サービスの担い手として捉える視点が必要です。
- ◆高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のようにサービスの受け手として一方的に捉えるのではなく、主体として捉える視点も必要です。
- ◆住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成が必要です。
- ◆地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承・発展させていくことが必要です。

(2) 専門機関と地域の連携・協働の強化(地域課題を包括的に受け止める体制づくり)

(1)の地域づくりを進めていくには、ケースによって専門機関等につなぐことが必要な状況が出てきます。生活支援ネットワーク会議や地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会などの活動を通じて、専門機関と地域との連携、出会いの場づくりに努めてきたこれまでの取組を継続・充実するとともに、新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域の連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な主体との連携・協働の関係性を築きながら、地域課題を包括的に受け止める体制を整備していくことが必要です。

(3) 制度の狭間にある人たちへの支援(包括的な相談システムの構築と地域との連携)

「老老介護世帯」や「認認介護世帯」、生涯未婚者の増加に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題やパラサイト破産・老後破産の問題を抱える世帯」、増加傾向にある「発達障害(大人になってわかる発達障害も含む)」や「子どもの貧困問題」など、制度の狭間にある人やおかれてしまいそうな人・世帯が増えつつあり、既に地域課題として認識されるところとなっています。

見守り活動等により、こういった人たちを早期に発見し、また、地域課題を包括的に受け止める体制や専門機関の窓口に的確につなげていくような仕組みの構築を進め、寄り添いながら支援していく必要があります。

■地域共生社会とは ※厚生労働省資料より

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

■地域共生社会(「我が事・丸ごと」)の方向性 ※厚生労働省資料より

◆公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

◆「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

重点項目

基本理念を具現化するため、推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。

重点項目1 「丸ごと」相談支援体制の構築と社会資源の育成・ネットワーク化

- (1) 「丸ごと」の相談支援体制づくりを進めます
- (2) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します
- (3) 多様な団体等の連携・協働を促進します

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化 ● 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】 ● 福祉事業者と関係団体等との交流促進 ● 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング ● 包括的な相談支援体制の整備【新規】 ● 市社協の相談支援体制の整備・充実 ● 町内福祉委員会での相談支援活動の支援 ● 分野横断的な福祉サービスの展開【新規】 ● 共生型サービスの推進に向けた支援【新規】 <p style="text-align: right;">など</p>
------	--

重点項目2 地域における見守り活動のさらなる充実

- (1) 身近な地域における見守りと支え合いを促進します
- (2) 「民生委員協力員」制度の創設を検討します
- (3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域見守り活動推進事業 ● 民生委員による安否確認・見守りの推進 ● 地域でのサロンの開催支援 ● 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化 ● 地域ケア体制の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
------	---

重点項目3 町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

- (1) 町内福祉委員会の活動を支援します
- (2) 地区社協の組織体制を充実します

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内福祉委員会の組織体制の充実支援 ● 町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援 ● 福祉マップ作成の支援 ● 地区社協事業の充実 <p style="text-align: right;">など</p>
------	--

重点項目4 避難行動要支援者の支援体制の強化

- (1) 避難行動要支援者支援制度が円滑に機能するよう運用します
- (2) 避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や緊急時に活かします

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災訓練の支援(自主防災組織支援事業) ● 避難行動要支援者支援制度の啓発 ● 避難行動要支援者支援制度の効果的運用 <p style="text-align: right;">など</p>
------	---

施策の体系

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

—自助・共助による住民主体のまちづくり—

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、住民主体の小地域福祉活動に対する支援や住民と地区社協や福祉関係団体等の多様な組織等との連携・協働を進めるなどによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本施策

- 1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進
- 1-2 地域における連携と協働の推進
- 1-3 地域ぐるみの安全・安心活動(防災、防犯、交通安全)の推進
- 1-4 生きがいと社会参加の創出

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

—地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり—

地域福祉活動を推進するため、地域福祉に対する理解の浸透や地域福祉活動を担う人材の育成、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会づくりを進めるなど、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。

基本施策

- 2-1 福祉のこころの醸成
- 2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援
- 2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援
- 2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備

基本目標3

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

—わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり—

支援が必要になっても地域で安心して暮らし続けられるようにするため、自助や共助に加えて、公的な福祉サービスの充実とこうした福祉サービスに関する適切な情報提供やきめ細かな相談体制の充実、とりわけ個々の相談支援機関の横の連携の強化を図るなど、誰もが必要ときに、暮らしを支える公助による多様な専門的なサービスを円滑かつ適切に受けられるよう、その充実を目指します。

基本施策

- 3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供
- 3-2 きめ細かな相談支援体制の確立
- 3-3 公的な福祉サービスの充実
- 3-4 セーフティネットの整備
- 3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化
- 3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

町内福祉委員会による小地域福祉活動の推進

町内会を区域とする各町内福祉委員会では、地域の実情を踏まえながら作成した町内福祉活動計画に基づいて、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップの作成、地域見守り活動などの小地域活動に取り組んでいます。

■町内福祉活動計画の事例

基本目標		取組内容
1	住民みんなが参加できる町づくりを進める	住民参加によるサロン活動の開催
		多世代が交流できる集いの場の開催
		介護教室・健康体操教室の開催
		町内情報紙の発行による町内福祉委員会活動の啓発
2	お隣さん同士助け合い、支え合う町づくりを進める	地域見守り体制の構築と活動の充実
		おたすけ隊による生活支援の組織化
		ボランティアサークルの活動支援
		防災訓練を通じた要配慮者の把握と安否確認の実施
3	継続的な活動を支える体制をつくる	若手リーダーの育成
		協力店舗・企業等の発掘と連携

■町内福祉委員会による活動例



福祉マップづくりを通して、見守りの必要な人や支援者の状況を把握しています。



サロンのメニューに体操を取り入れ、介護予防にもつなげています。



世代間の交流を図る親睦会を開催し、住民同士の関係づくりを進めています。

地区社協による活動支援

市内8地区の地区社協では、それぞれの地域の実情に応じて、主に以下のような取組を通じて各町内福祉委員会の活動を支援します。

■地区社協の福祉活動推進計画の事例

基本目標		取組内容
1	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する活動に対する支援を行います。	(1) 各町内の状況に応じた提案活動の実施
		①情報提供や活動の提案
		②見守り活動継続のための提案
		(2) 活動資金の助成
2	誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(3) 地域資源と協働した活動の実施
		(1) 住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制づくり
		(2) 地域福祉活動に関する啓発
		①広報(地区社協広報紙の発行等)
		②勉強会や講演会の開催
(3) 地域福祉活動の担い手となる人材の発掘		

発行/2019(平成31)年3月

編集

安城市福祉部社会福祉課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL(0566) 71-2262/FAX(0566) 74-6789

安城市社会福祉協議会地域福祉課

〒446-0046 安城市赤松町大北78番地1

TEL(0566) 77-7889/FAX(0566) 77-7891